「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に対する日本損害保険協会の意見

| 該当箇所 | | 意見および理由 |
|----------|-------------|---|
| 第1章 | | 【意見】 |
| 総論 | | 〇 昨今の個人情報を巡る技術的側面、社会的側面における急激な変化を背景にした個人情報保護法の見直し検 |
| | | 討は時宜を得たものであり、総論記載の方向性に賛同する。記載の通り「個人情報や個人に関連する情報を |
| | | 巡る技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面で行き渡るような制度を目指すことが |
| | | 重要」であり、保護と利用のバランスが取れた制度となるよう期待する。 |
| 第2章 | | 【意見】 |
| 検討の経緯 | | 〇 「周知及び準備が必要な事項については、事業者等が適切に対応できるよう、一定の準備期間を設けたのち、 |
| | | 施行することとする」との方向性が示されており、賛同する。 |
| | | |
| 第3章 | | 【意見】 |
| 個別検討事項 | 3. 利用停止、消去、 | 〇 事業者の適切な業務運営が損なわれることのないよう、利用停止等の規律のあり方を慎重にご検討いただき |
| | 第三者提供の停止の | たい。とりわけ損害保険事業においては保険契約者、被保険者、保険金受取人その他の関係当事者が多く存 |
| 第1節 個人情報 | 請求に係る要件の緩 | 在し、保険金の支払が完了するまでに相当な長期の期間を要することがあるため、一当事者からの要請で利 |
| に関する個人の権 | 和 | 用停止等の対応をとらざるを得ない場合、損害の調査等に必要な情報を網羅的に把握することが困難になり、 |
| 利のあり方 | | 円滑な保険金の支払に支障をきたす懸念がある。また、多重保険金請求者対策やモラルリスク対策等の様々 |
| | | な取り組みを実施し公平で安定的な制度を確保することが事業の前提であることから、このような制度運営 |
| | | に影響が生じないようご留意いただきたい。 |
| | | 〇 なお、個人の権利の範囲を広げる対象として念頭に置かれている「個人の権利利益の侵害がある場合」や、 |
| | | 例外的な対応が許容される「停止を行うことが困難な場合」や「必要なこれに代わる措置を取る場合」の該 |
| | | 当性については、予見可能性の高い規定となるようご留意いただきたい。 |
| | | |

| 該当箇所 | | 意見および理由 |
|----------|------------|--|
| 第3章 | | 【意見】 |
| 個別検討事項 | 3. 外国にある第三 | 〇 「移転先国の名称」等の個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める方向性が示されている |
| | 者への個人データの | ところ、損害保険事業においては、お客様に安定して保険金をお支払いできるよう、保険引受リスクの移転 |
| 第6節 法の域外 | 提供制限の強化 | を目的とした再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等のために本人からの同意 |
| 適用の在り方及び | | 取得を前提に外国に所在する再保険の引受保険会社(いわゆる受再先)などに個人データの提供を行うこと |
| 国際的制度調和へ | | がある。災害発生状況等の外部環境変化に応じて外国に所在する受再先の引受方針が随時変動することを踏 |
| の取組と越境移転 | | まえると、受再先の所在する特定の移転先国名称をあらかじめ示して本人に情報提供することが現実的には |
| の在り方 | | ほぼ不可能である。また、再保険取引に関する情報は項目や粒度によっては事業戦略に関わる営業秘密とな |
| | | り、その開示につながり情報提供にはなじまない。このような事情も踏まえ、損害保険事業の運営に支障が |
| | | 生じないよう留意いただきたい。 |
| | | |

以 上